

# 国立大学法人電気通信大学学長選考会議規程

平成16年 4月 9日  
改正  
平成17年 4月 1日  
平成18年 4月 1日  
平成19年 4月 1日  
平成19年 5月15日  
平成21年 4月16日  
平成22年 6月10日  
平成24年 5月22日  
平成25年 9月 3日  
平成27年 3月26日  
平成28年 3月23日  
平成30年 3月30日  
平成31年 3月28日  
令和 2年 3月18日  
令和 2年 5月20日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学の学長選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

## (構成)

第2条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 国立大学法人電気通信大学経営協議会規程第2条第3号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 5人

(2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第4号から第7号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 5人

2 委員が国立大学法人電気通信大学学長選考等規程（以下「選考等規程」という。）第4条に定める学長候補者として推薦されることに同意したときは、委員を辞任しなければならない。

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに後任を補充しなければならない。

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の委員の任期は、経営協議会委員又は教育研究評議会評議員としての任期を超えないものとする。

## (会議の権限)

第4条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議、決定する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長の任期に関する事項
- (4) 学長の業績評価に関する事項
- (5) 国立大学法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項  
(会議の運営)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、学長選考会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 学長選考会議は、委員(第2条第2項の規定により審議に加わらない委員を除く。)の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議事)

第7条 学長選考会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。ただし、選考等規程第7条に定める学長予定者の選考に関しては、単記無記名投票を行い、有効投票の2分の1以上を得たものとする。意向調査対象者が3名いる場合で有効投票の2分の1以上を得た者がいない場合は、上位2名を対象に単記無記名投票を行う。

(構成員以外の者の出席)

第8条 学長選考会議は、必要と認めた場合は、委員以外の者を学長選考会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 学長選考会議に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。